

各 位

熊谷市長 富岡 清  
(公印省略)

## 令和3年度特定計量器（はかり）定期検査のお知らせ

標記の検査を下記日程表のとおり行います。取引や証明行為に使用しているはかりは、2年に1度の定期検査を受けるよう計量法で定められており、熊谷市が実施しています。今年度はA地区が対象となっていますので、必ず受検されますようお願いいたします。

記

検査時間 10時～15時（12時～13時を除く）

検査会場 めぬま農業研修センター（妻沼行政センター北側：熊谷市弥藤吾2440）

対象地区（A地区）	期日
妻沼、妻沼中央、妻沼東1～5丁目、弥藤吾 男沼、出来島、間々田、妻沼小島、妻沼台、妻沼西1・2丁目 飯塚、市ノ坪、上江袋、道ヶ谷戸、永井太田、原井、八木田 江波、上須戸、上根、善ヶ島、田島、西城、西野、八ツ口 大野、葛和田、俵瀬、日向、弁財	10月12日（火）
上川上、上之、中西1～4丁目 佐谷田、戸出、問屋町1～4丁目、平戸	10月13日（水）
太井、新川、久下、久下1～4丁目 池上、下川上	10月14日（木）
大麻生、川原明戸、小島、広瀬、武体、瀬南 久保島、高柳、新堀、玉井、玉井1～5丁目、玉井南1～3丁目 籠原南1～3丁目	10月15日（金）
下増田、西別府、東別府、別府1～5丁目 拾六間、新堀新田、御稜威ヶ原、三ヶ尻、美土里町1～3丁目 柿沼、代、新島、原島 今井、大塚、小曾根、上中条 上奈良、四方寺、下奈良、中奈良、奈良新田	10月18日（月）

※5日間のうち都合の良い日を選んで必ず受検してください。

※受検の際は新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いします。

※裏面の注意事項をお読みください。

必ずお読みください。

## 注意事項

①今回の検査は「機械式」のみです。

電気式（デジタル表示）のはかりは検査できませんので  
持ち込まないでください。

②同封の「計量器定期検査申請書兼領収書」をお持ち  
ください。

住所、氏名、業種、電話番号等を記入のうえ、用紙を  
はがさずに検査会場にお持ちください。

③手数料は現金払いです。  
つり銭のないよう用意してください。

同封の手数料一覧表を参考にしてください。

④次に該当する場合は、必ずご連絡ください。

※小中学校は連絡不要です。

- ・廃業したり、機械式はかりを使用しなくなった方
- ・令和元年10月以降に購入したはかりや未受検のはかりを  
使用中の方
- ・本年中に、代検査（計量士が行う検査）を受けた方、  
または、受ける予定のはかりを使用中的の方